

有料

NON-BURNABLE GARBAGE

燃やせないごみ



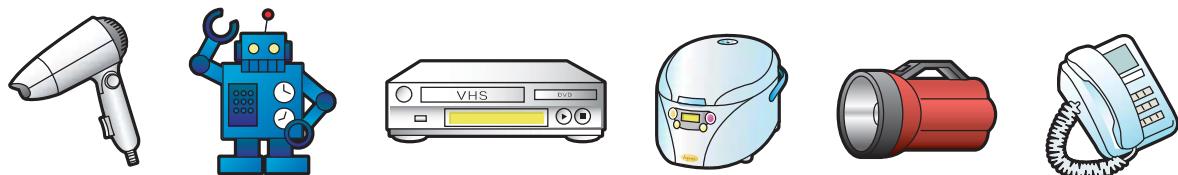
12Pの「キケンごみ」を同じ袋にいれて出さないでください。

金属製品・金属を含む複合素材



- (例) ●やかん ●金属のボウル ●針金 ●アルミはく
●金づち ●汚れた缶（飲料・食品等） ●フライパン
●びんのふた ●ペンキの缶 ●カーペットローラー^{（危険ごみ専用）}
●カイロ など

電気や電池で動くもの（ケーブルを含む）



- (例) ●電話機 ●時計 ●ワープロ ●照明器具 ●掃除機
●ドライヤー ●電動のおもちゃ ●プリンター ●空気清浄機 ●加湿器 ●除湿器
●懐中電灯 ●炊飯器 ●電子レンジ ●ビデオデッキ など

■はずせる電池やバッテリーは、はずして「資源物（⑧電池）」へ。

（はずせない場合は、はずさずに「燃やせないごみ」へ。）

■小型家電は、下記の「おいくら」や「じゅんかんコンビニ24恵庭店」、市の「小型家電回収」もご利用ください。

■携帯電話（スマートフォン・PHSを含む）、タブレットの本体は、携帯電話販売店や「じゅんかんコンビニ24恵庭店」へ、バッテリーは、携帯電話販売店等へお持ち込み下さい。

■パソコンは専門処分が必要なため「燃やせないごみ」としては出せません。

（「収集しないごみ②」 26P参照）

不要品を「おいくら」で買取査定見積もり

30ページ参照

パソコン（PC用モニターを除く）や携帯電話を含む小型家電を

28ページ参照

「じゅんかんコンビニ24恵庭店」に持ち込んで無料回収

23ページ参照

小型家電を市役所へ持ち込んで無料回収

割れ物（ガラス・陶磁器・白熱電球・グロー球など）・刃物類・珪藻土製品



刃物類・割れ物（割れていない場合を含む）は、必ず紙などに包んで出して下さい

- 食器 ●耐熱ビン ●汚れたビン（飲料や食品等） ●包丁 ●バスマット など

■「キケンごみ」ではありません。（「燃やせないごみ」として出して下さい）

「40Lの指定袋からはみ出るもの」・「40Lの指定袋に入らないもの」は粗大ごみ

朱肉・朱漆製品・2mを超えるもの

- 朱肉・朱漆の中には焼却施設で問題となる水銀が含まれているものがあるため、「燃やせないごみ」で出してください。
- 2mを超えるもの（ひもやロープ状のものなど）は焼却施設で導火線となり火災を引き起こすおそれがあるため、可燃素材であっても「燃やせないごみ」で出してください。

「燃やせないごみ」に該当する長物

以下の①～④のすべてに該当する場合は、40Lの「燃やせないごみ袋」からはみ出していくも収集します。

- ① 「燃やせないごみ」に該当するもの。
- ② 棒状のもの。
- ③ 40Lの「燃やせないごみ袋」を使用しており、全長の半分以上が袋に入っている。
- ④ 袋の持ち手とベロ部を結んでいる。

（例） ●傘 ●金属バット ●突っ張り棒 など



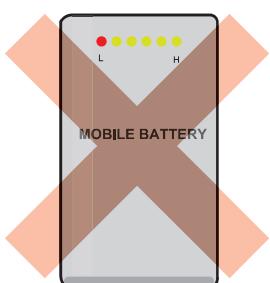
- 5L・10L・20Lの「燃やせないごみ袋」を使用している場合は収集しません。

- 全長の半分を超える長さが40Lの「燃やせないごみ袋」からはみ出る場合、または持ち手とベロ部を結ぶことができない場合は、「粗大ごみ」となります。

「燃やせないごみ」ではないもの

リチウムイオン電池
(モバイルバッテリーを含む)

資源物



- リチウムイオン電池は火災を引き起こす原因となる可能性がありますので、絶対に「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」としては出さずに「資源物（⑧電池）」として出してください。

プラスチック製品・皮革類・ゴム類
衣服・衣類

燃やせる
ごみ



- 2019年4月から「燃やせるごみ」に変更となっています。